

# 令和6年度南予離島体験・交流イベント開催業務委託仕様書

## 1 目的

離島振興及び南予地域の活性化を図るため、20代から30代の若者世代を対象とした離島体験・交流イベントを開催し、島の魅力をPRするとともに、地域とイベント参加者とのつながり創出による離島地域のファンづくり・関係人口づくりやイベント参加者のSNS等を活用した情報発信による交流人口拡大を目指す。

## 2 委託業務名

令和6年度南予離島体験・交流イベント開催業務

## 3 委託期間

契約締結の日から令和7年1月31日まで

## 4 業務内容

1の目的及び次の事項を踏まえ、南予地域の離島の魅力を体感してもらうイベントを企画・実施すること。

### (1) 開催時期・回数

①時期：令和6年10～11月

②回数：1回

### (2) 実施地域

大島（八幡浜市）を中心にイベントの内容を企画すること。

### (3) 参加対象者等

①イベントの参加対象者は、県内外在住の20代から30代とする。

②参加者の人数は、20～30人程度とする。

③イベント中またはイベント終了後に離島の魅力をSNSで発信することを応募の条件とすること。

④参加者は、参加希望者の中から、県内の離島地域への関心が高く、イベント参加後も継続的に離島地域と関わりを持つ可能性が高い者を優先して選定するため、県と協議の上、決定すること。

### (4) イベントの内容・要件

①イベント参加者が移動に利用する無料送迎バスを用意することとし、乗車場所はJRの駅前など参加者が利用しやすい場所を複数設定すること。

②島への移動は定期船もしくは貸切船を想定すること。

③イベントには、次に例示するメニューを組み込むなど、実施地域に対する参加者の関心が高まるよう工夫すること。

例1：離島地域の自然・歴史・文化や地域の食材を使った郷土料理等の体験

例2：農業や水産業、伝統産業、地域のイベント等の体験

例3：地域住民等との交流会

④昼食付のイベントとし、食事場所は離島内の施設を活用するよう努めること。

⑤実施に際しては、地元自治体や住民団体等と連携・調整して行うこと。

**(5) 参加費用**

原則無料（ただし、自宅と集合場所との間の往復交通費は参加者の自己負担）とし、イベント参加に係る費用は原則委託料に含むものとする。ただし、事業目的の達成に必要と認められる場合は、イベントに係る費用の一部を参加者負担とすることができる。

**(6) イベントの広報等**

県内、県外問わず参加者を広く募るため、自社のWebサイトや広報媒体等でも情報発信を行うなど、効果的な広報PRを実施すること。

**(7) イベントの運営等**

①関係法令を順守し、イベントに係る企画・調整・手配等を行うこと。

②イベントの運営にあたっては、円滑な進行管理ができるよう必要なスタッフを配置すること。

③スケジュールや案内図等、イベントに関する資料等を作成・印刷し、参加者に配付すること。なお、配付資料等の内容は県と事前に協議すること。

④イベント協力者等に対する謝金の支払いが必要な場合は、受託者が負担すること。

⑤イベント参加中に被る傷害事故等を保証する保険を参加者全員に掛けること。

⑥参加者にアンケート（項目は県と協議のうえ作成）を実施すること。

⑦その他、事業目的を達成するために効果的な業務を行うこと。

**5 企画提案書の内容**

上記の企画・運営に係る提案内容として以下の項目を明記すること。

- (1) イベントのスケジュールや内容などの具体的な提案と考え方
- (2) 離島地域のPRに対する具体的な提案と考え方
- (3) 業務の実施体制、スタッフの配置等の考え方
- (4) イベント実施後の参加者と実施地域とのつながりに関する提案と考え方

**6 業務計画書及び報告書の提出**

(1) 受託者は、契約締結後遅滞なく受託者が提案した企画提案書をもとに、イベントの開催時期や内容等の具体的な業務内容について、愛媛県と協議の上、委託契約書に定める「業務計画書」を作成して愛媛県に提出すること。

(2) 委託業務完了後、委託契約書に定める「実績報告書」を作成し、愛媛県の検査を受けること。

(3) 愛媛県は、必要がある場合は、受託者に対して委託業務の処理状況について調査し、又は報告を求めることができる。

(4) 県は、業務実施過程で本仕様書記載の内容に変更の必要が生じた場合は、受託者に協議を申し出る場合がある。この場合、受託者は、委託料の範囲内において仕様の変更に応じること。

## 7 再委託の可否

受託者は、業務の一部を第三者に再委託することができる。その場合は、委託契約書に基づき再委託先ごとの業務内容、再委託先の概要及びその体制と責任者を明記の上、事前に書面にて報告し、愛媛県の承諾を得なければならない。

## 8 成果の帰属及び秘密保持

### (1) 成果の帰属

受託者が本業務で得られた成果は、原則として、愛媛県に帰属する。

### (2) 秘密保持

- ①本業務に関し、受託者から愛媛県に提出された計画書等は、本業務以外の目的で使用しない。
- ②本業務に関し、受託者が愛媛県から受領又は閲覧した資料等は、愛媛県の了解なく公表又は使用してはならない。
- ③受託者は、本業務で知り得た業務上の秘密を保持しなければならない。

## 9 個人情報の保護

個人情報の保護については、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）に基づいて取り扱うこととし、受託者は本業務（再委託した場合を含む。）を履行する上で、個人情報を扱う場合は個人情報の保護に関する法律を遵守しなければならない。

なお、疑義がある場合は愛媛県に協議するものとする。

## 10 その他

- ・本業務に関する具体的な内容は、契約締結後、受託者の提案内容に基づき打ち合わせを行い、愛媛県と受託者双方合意の上、決定する。
- ・業務の実施にあたっては、愛媛県と受託者双方が協議を重ねながら行う。